



## —遺産分割のトラブル—

遺言書があるにもかかわらず、相続人の一人が法定相続分の登記をした事例がありました。裁判所による遺言書の検認、また遺産分割をめぐる事件数が最大を更新しています。相続放棄の件数も高い数字を維持しています。中小企業経営はきびしさを増して、社会的状況から人はストレスに敏感になり一時的狂気に追い込まれているようです。相続争いのないようにするにはどのようにしたらよいか、トラブル事例から考えます。

### 1. 遺産分割のトラブル要因

- ①被相続人が相続の方針を語っていない、または考えていない
  - ②遺言（書）がない
  - ③自筆証書遺言である
  - ④相続人が多い
  - ⑤遺言書の作成に不足事項、誤りがある（使えない遺言書）
  - ⑥遺言書を隠蔽している
  - ⑦遺言書作成後、資産の変動及び処分があった場合、その処置が遺言書に反映されていない
  - ⑧相続人が不動産ではなく、金銭の相続を希望している
  - ⑨不動産の市場価格が下落している、または物件の管理ができない
  - ⑩遺留分減殺請求の対応が出来ていない
  - ⑪相続人が自分に都合のよい相談者（士業、専門家）に依頼し、他の相続人も各自依頼して混乱している
  - ⑫選任した弁護士（その他専門家）の業務対応に不満がある
  - ⑬親族、配偶者の干渉がある
  - ⑭相続以前に相続人間に感情的対立があり、不仲である。
- こうして見ると、トラブルを避けるには、被相続人が分け方とその考え方を明確に相続人に伝え、かつ公正証書遺言にしておくことが肝要です。

### 2. 井戸の茶碗

落語に「井戸の茶碗」という話があります。浪人が売った仏像から 50 両の金が出てきますが、買主は「仏像は買ったが 50 両は買った覚えがない」、売主は「売った仏像から何が出ようとも自分のものではない」、と互いに譲らない滑稽話ですが、ここには日本人の精神性、行動基準として慈愛、誠実、正義、惻隠、名誉、恥、卑怯など、世間一般に体現していた時代があったことが描写されています。

### 3. 相続は生き方

生き方とは逝き方とも言えます。親の代の方は、財産の多寡にかかわらず、自身の終末をどのように迎えるのか、家屋などの資産をどのように分け、または処分するのかを明言します。会社の事業承継も、その理念を伝えることで後の混乱を避け、減らすことが出来ます。遺言は、公正証書遺言が有効ですが、何よりも無縁社会とも言われる今日、最小社会の家族が互いに思いやる気風、土壌が大切です。

社会には、家族の軸が重要です。相続とは、財産よりも、自身の生き方・考え方を伝え、親父の背中を見せることではないでしょうか。相続人に相続の行動基準を伝えられるのは、被相続人（親）しかいないのです。